

# 公募「自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借」説明書

令和7年12月8日

県の庁舎への自動販売機の設置者（県有財産の借受者）（以下「**設置者**」という。）を、公募による総合評価方式により、次のとおり募集する。

## 1 公募に係る事項

### (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

#### 32号機

設置者は、「**基準貸付料（定額）**」に加え、公募により決定された「**売上料に係る貸付料率**」を売上に乗じて求める「**売上料に係る貸付料**」を、県に納入しなければならない。

### (2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料（定額）及び販売品目

物件番号	貸付場所		
32号機	<b>徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字中筋11-12 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校（勝浦） 本館1階</b>		
	貸付面積	基準貸付料（定額）	販売品目
	<b>本体：W120cm×D80cm×H200cm 回収ボックス：W40cm×D55cm (1.18平方メートル)</b>	<b>年額 13,376 円</b>	<b>飲料（缶・ペットボトル ・瓶による販売に限る。）</b>
	その他		
大規模災害発生時において、徳島県が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えている（停電時においても使用可能である）こと。災害対応型であることを表示していること。			

※1 「**貸付面積**」には、本体設置面積のほか、回収ボックスの設置面積を含む。なお、高さは参考表示である。回収ボックスは、各庁舎管理者と協議のうえ設置すること。

※2 「**基準貸付料（定額）**」には、**消費税及び地方消費税を含まない**。また、「**年額**」とは、4月1日から3月31日までの1年間の貸付料をいう。1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算により期間中の貸付料を求める。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、**必ず応募前に設置場所の現地確認をしておくこと**。

### (3) 貸付期間

**32号機 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新はできません。）**

### (4) 設置条件等

仕様書による。

## 2 公募参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) この公募に参加する者に必要な資格は、次の①から⑧までに掲げる事項に該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 徳島県行政財産（庁舎等）貸付基準第3条第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ③ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有する者であること。
- ④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。

- ⑤ 受付期間初日から過去1年以内に自動販売機設置にかかる県有財産の有償貸付契約の解除(徳島県の都合により解除された場合を除く。)を受けていない者であること。
- ⑥ ③の審査により資格を有すると認められた者で、飲料水等の自動販売機設置業務において、3年以上の実績を有する法人で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- ⑦ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可の免許を有していること。
- ⑧ 徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第6条に規定する排除の対象となっていないこと。

## (2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の③において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)に必要書類を添付して、**令和8年1月9日(金)午後4時30分**までに、徳島県管財課調度担当へ持参のうえ申請すること。また、申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。資格審査の結果については、申請者へ通知される。なお、一般競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)は徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。

**【申請先】徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階  
徳島県企画総務部管財課調度担当 電話088-621-2067**

## 3 参加申込

公募に参加しようとする者は、受付期間内に、以下の提出書類を提出すること。

### (1) 提出書類

原則として、~~提出された申込書等により審査を行うので、~~ 様式等の取り違え、記載漏れ等がないよう注意すること。

#### ① 公募参加申込書(様式1)

公募に参加しようとする者は、受付期間内に、公募参加申込書(様式1)と飲料水等の自動販売機設置業務において3年以上の実績を有することを証明する書類を添付して提出すること。

※1 提出がない者及び期間内に提出があつても「2(1)公募参加者に必要な資格」に該当していない者は、公募に参加することはできない。

※2 県が示した仕様に適合する自動販売機を設置しようとする者について、公募への参加を認める。

※3 提出書類について県から説明を求められた場合は、誠実にこれに応じなければならない。

#### ② 売上料に係る貸付料率提案書(様式2)

公募に参加しようとする者は、次の提案書を提出すること。

「**売上料に係る貸付料率**」は、県に支払う「**売上料に係る貸付料**」を算定するために、売上報告金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上金額合計から消費税等相当額を除く額)に乘じる率(パーセンテージ)を小数点以下第1位まで記載すること。記載はアラビア数字によること。

#### ③ 自動販売機の設置に係る提案書(様式3-1及び2)

※1 提案書の各提案内容は全て記載すること。記載する内容がない場合には、「**該当なし**」等の表記により、記載内容がない旨を明示すること。

※2 提案書に記載された内容によって評価基準が確認できない場合は、**加算点の算出を行わない**。

※3 設置しようとする自動販売機の仕様が県が示した特質等に適合するものであること及び提案書(様式3-1及び2)で提案した内容に適合するものであることを証明する書類(カタログ等)を添付して提出すること。

※4 提案する機器については、「**自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書**」3に定める規格及び条件を満たす機器を設置するとともに、設置事業者の遵守事項に従い、管理運営すること。

#### ④ 誓約書(様式4)

公募に参加しようとする者は、誓約書を提出すること。

(2) 受付期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月9日（金）の午前9時から午後5時まで  
(土・日・祝日、令和7年12月27日（土）から令和8年1月4日（日）及び正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出先

徳島市万代町1丁目1 徳島県庁4階  
徳島県企画総務部管財課施設最適化担当 電話088-621-2068

(4) 提出方法

直接持参するものとする。

#### 4 設置者の決定方法

(1) 徳島県自動販売機設置者選定委員会において審査を行い、次に掲げる要件に該当する公募参加者のうち、内容点及び料率点の合計点数（以下「**総得点**」という。）の最も高い者を設置候補者として決定する。

総得点の算定方法は、「総合評価に関する事項」に示すとおりである。

総得点の最も高い者が複数ある場合は、くじ引きにより設置候補者を決定する。この場合において、くじ引きに応じない者があるときは、これに代えて公募事務に関係のない徳島県職員にくじを引かせて設置候補者を決定する。

(2) **設置候補者は、様式3-2で提案した社会貢献度の実績を証明する書類の写し等、評価基準が確認できる書類を、設置候補者の決定通知から5日以内（県の休日を除く。）に提出すること。**

(3) (2)で提出された書類等により総得点が変更され、総得点の最も高い者が入れ替わった場合には、新たな設置候補者へ決定通知を行う。

(4) 設置候補者を元に知事が設置者を決定する。

#### 5 提出書類の無効

次のいずれかに該当する提出書類は、無効とする。

- (1) 公募に参加する資格のない者の提出した書類
- (2) 指定した日時までに指定した提出場所に到達しない書類
- (3) 同じ物件について2通以上の書類を提出した者の書類
- (4) 提出書類に必要記載事項のないもの及び判読困難なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公募に関する条件に違反した提出書類

#### 6 設置者の決定時期及び結果の通知

4 (2)により書類等の提出があった日から5日以内（県の休日を除く。）に設置者を決定し、決定された者に対しては決定された旨を、決定されなかった者に対しては決定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

#### 7 契約の締結

設置者は、設置者決定の日から5日以内（県の休日を除く。）に、県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に設置者が契約の締結をしないときは、その者の応募は効力を失うものとする。

#### 8 その他

- (1) 公募参加者は、この説明書、総合評価に関する事項、自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書、徳島県行政財産（庁舎等）有償貸付契約書（案）等を熟読し、遵守すること。
- (2) 公募参加（契約の締結を含む。）に要する費用は、公募参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 事務の透明化及び適正化を図るため、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があった場合には、公募参加者の氏名及び印影を公開することとする。